

清須市地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するため、清須市地域包括ケアシステム推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議の内容)

第2条 委員会が協議する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症施策の推進事業の取組に関すること。
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業の取組に関すること。**
- (3) 生活支援・介護予防の基盤整備の取組に関すること。
- (4) 地域ケア推進会議の取組に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 介護事業所の職員
- (9) 地域ボランティア関係者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 **委員の任期は、2年とする。**ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が委員のうちから指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第8号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。